

## 随意契約理由書

1 案件名称

【若者・女性の就労等トータルサポート事業】若者・女性への就労支援事業

2 契約の相手方

「若者・女性の就労等トータルサポート事業」運営事務共同体

3 随意契約理由

本事業は、若者・女性を就職に結びつけることを目的とする事業について、事業者が支援対象者のニーズに応じて、就職に結びつけるという成果を上げるために最も適した内容・手法により実施させることを目的とするものであり、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成するうえでより妥当であるため、公募型プロポーザルにより事業者選定を行うこととした。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室雇用・勤労施策課（電話番号：06-6208-7351）

## 随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度人権啓発推進員の育成事業

2 契約の相手方

大阪市平成 30 年度人権啓発推進員の育成事業業務委託共同体

3 随意契約理由

本件契約は、人権啓発等に関する業務を行う推進員を対象に、「効果的な研修内容・手法により、推進員が傾聴・会話手法等のスキルアップや最新の人権知識を習得し、人権啓発活動に役立て活用する」といった成果を上げるために、事業者はその有する知識、ノウハウ、経験等を活用して最も適した内容・手法により本事業を実施させることを目的とするものであり、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

大阪市平成 30 年度人権啓発推進員の育成事業業務委託共同体は、「大阪市民局ダイバーシティ推進室人権啓発・相談事業等委託業者選定委員会」において、業務の理解度、事業実施にあたっての企画内容、成果目標の設定内容などで総合的に優れた提案を行い、選定された。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同団体と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（電話番号：06-6532-7631）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

仕事と家庭の両立に向けた意識改革の推進にかかる啓発イベントの企画・運営等業務委託

### 2 契約の相手方

大阪市仕事と家庭の両立支援事業体

### 3 随意契約理由

本事業にかかる契約は、企業の経営管理者層や働きたい・働き続けたい女性、キャリアアップしたい女性、男性を対象に、多くの集客が見込まれ魅力ある形で、女性が活躍することの意義や企業における女性活躍推進の先進事例を紹介することなどにより、女性の活躍を推進する取組みの促進や社会における機運醸成を図るという本事業の成果を上げるために、事業者はその有する知識、ノウハウ等を活用して最も適した内容・手法により本事業を実施させることを目的とするものである。

そのため、契約の相手方を選定するに当たっては、競争入札の方法によるよりも、契約の目的、内容に照らしそれに相応する技術、経験、資力、信用等を有する者を契約の相手方を選定するという方法をとるのが、契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

以上の理由から、本事業にかかる契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号より、同事業体と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06-6208-7655）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

市長等によるメッセージ動画作成及び市長と企業トップによる「ともに変える」宣言リレーコンテンツ作成業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社ジェイコムウエスト

### 3 随意契約理由

本事業にかかる契約は、女性が活躍するための職場環境整備や意識改革を組織に浸透させることの重要性等について、社会全体にアピールしていくためのコンテンツ（市長等が発信するメッセージ動画等）を作成するという本事業の成果を上げるために、事業者はその有する知識、ノウハウ等を活用して最も適した内容・手法により本事業を実施させることを目的とするものである。

そのため、契約の相手方を選定するに当たっては、競争入札の方法によるよりも、契約の目的、内容に照らしそれに相応する技術、経験、資力、信用等を有する者を契約の相手方に選定するという方法をとるのが、契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06-6208-7655）